

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（東日本大震災復興本部事務局）

制 度 名	原子力災害からの復興のための課税の特例措置の創設		
税 目	法人税、所得税、登録免許税等		
要 望 の 内 容	<p>原子力被災地の産業振興（製造業等の産業集積の維持・促進、観光・交流の推進、空港・港湾による物流拠点形成、原子力や放射線に関する研究機能等の誘導等）、生活基盤整備、住宅取得促進のため、企業、個人に対して税制上の措置を講ずる。 （対象地域・事業、具体的な措置内容等については、「原子力災害からの福島復興再生協議会」における議論を踏まえて今後検討予定。）</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	（	百万円 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

放射能汚染や風評被害等により、徹底した除染を行ったとしても長期にわたり事業環境が極めて厳しい状況におかれる福島県について、福島県経済の再生に資する雇用や需要を維持又は創出するため支援を行う。

(2) 施策の必要性

東日本大震災での地震・津波被害に加え、原子力災害にも見舞われている福島県においては、災害の影響範囲も他県と比べ大きく、災害が震災から半年たった現在においても未だ継続している。

福島県内の企業は総じて風評被害、従業員の維持・確保、顧客の減少（小売・サービス業）、放射能汚染対応（製品検査、用地・建物等の除染）等など多くのマイナスを抱えており、また、避難指示を契機に県外・国外に事業活動を移転する事例も見受けられる。

また、県内の子どもやその親など若い世代を中心とした人口が県外に流出している。

こうした原子力被災地域全体の再生・復興には、高線量地域近辺を含め長期間を要することが見込まれ、風評被害も長期化すること等を踏まえ、継続的な支援が求められる。

従って原子力災害による被災地域において、地域の再生・復興を実現するためには、被災地域の除染や継続的なモニタリングから風評被害対策に加え、新規投資や生活基盤の改善を促すため、政策資源を大胆かつ効果的に投入していくことが不可欠である。

特に、原子力被災地域の再生・復興に向けた税制については、

- ① 被災地がこれまで積み上げてきた産業基盤やノウハウなどの資源を活用して、福島県の基幹産業を再生する観点、
 - ② 復興の主役である避難者が元の生活に戻り、地域を再建する観点、
 - ③ また、原子力発電所を中心としたこれまでの産業・雇用ピラミッドから脱却・転換し、新たな産業・雇用の創出につながる観点、
- 等を踏まえ措置することが必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「復興の基本方針」において、原子力災害からの復興に関し、地域再生等に関する法的措置の検討について記載がなされており、その検討のための「協議の場」として、8月27日に平野復興担当大臣を座長とし、佐藤福島県知事等が参加する「原子力災害からの福島復興再生協議会」が立ち上げられたところ。</p> <p>復興の基本方針（抜粋） 6 原子力災害からの復興 国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げ、地域再生、損害賠償措置を始め復興に向けた十分な対策を講じるため、法的措置を含めた検討を行い、早急に結論を得る。</p>
		政策の達成目標	原子力災害により厳しい環境におかれている福島県の投資環境を改善し、企業の投資促進、雇用の確保を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		